省　令

○財務省厚生労働省農林水産省令第一号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項及び第三項並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第四条の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省厚生労働省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（区域指定農林水産物等）	（区域指定農林水産物等）
第七条　法第十六条第一項の主務省令で定めるものは、欧州連合の構成国又はシンガポールに輸出される二枚貝その他の水産物とする。	**第七条**　法第十六条第一項の主務省令で定めるものは、欧州連合の構成国に輸出される二枚貝その他の水産物とする。
（都道府県知事等が指定する適合区域の種類）	（都道府県知事等が指定する適合区域の種類）
第九条　法第十六条第二項の規定により都道府県知事等が指定する適合区域の種類は、欧州連合の構成国又はシンガポールに輸出される二枚貝その他の水産物が生産される海域に係るものとする。	**第九条**　法第十六条第二項の規定により都道府県知事等が指定する適合区域の種類は、欧州連合の構成国に輸出される二枚貝その他の水産物が生産される海域に係るものとする。
（施設認定農林水産物等）	（施設認定農林水産物等）
第十三条　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物	三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物
四　（略）	四　（略）
（登録認定機関が認定する適合施設の種類）	（登録認定機関が認定する適合施設の種類）
第十七条　法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。	**第十七条**　法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。
（適合施設の認定手数料）	（適合施設の認定手数料）
第二十一条　令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。	**第二十一条**　令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。
一　タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国、欧州連合の構成国若しくは中華人民共和国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料　二万九百円	一　タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国若しくは欧州連合の構成国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料　二万九百円
二　（略）	二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年四月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百四十九人」を「千二百五十人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。